第二千二百三十六号

平成二十四年

日

六月十四日

認定期間

平成二十四年六月二日から平成二十七年六月一日まで

### 木 山梨県告示第二百十九号

曜

次の病院を救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

平成二十四年六月十四日

山梨県知事

横

内

正

明

救急病院の名称及び所在地

医療法人康麗会 名 笛吹中央病院 称 笛吹市石和町四日市場四十七番 所 在 地

認定期間

..........三四〇 . 三 八

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知 ( 四件 ) .....

経営規模等評価の申請並びに総合評定値の請求の時期及び方法等の変更

道路の区域変更......三三七 救急病院等の認定 ( 二件 ) .......ニニー

告

示

目

次

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正...............................三三八

平成二十四年六月三日から平成二十七年六月二日まで

## 山梨県告示第二百二十号

縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年七月五日まで一般の 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十四年六月十四日

山梨県知事

横 内 正

明

### 告

示

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について................................三四三 

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し (十一件).......

## 山梨県告示第二百十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により

次の診療所を救急診療所として認定した。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事

横

内

正

明

救急診療所の名称及び所在地

青沼整形外科 名 称 南アルプス市小笠原千六百十一番地 所 在 地

> 路 道路の種類 線 名 甲府南アルプス線

県道

Ξ

道路の区域

から 甲斐市西八幡字西冷間一九二九番の一地先 甲斐市西八幡字西冷間一九三四番の  $\overline{\times}$ 一地先 間 の旧別新 新 旧 <u>-</u>六· 二六・四~ (メートル) 敷地の幅員 二七・四 · 四 (メートル) 延 = -0

公 報 第二千二百三十六号 平成二十四年六月十四日

Щ

梨 県

五

## 山梨県告示第二百二十一号

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定(平成二十一年山梨県告示第百四十五号)

の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

に改める 一中「社団法人山梨県建設技術センター」を「公益社団法人山梨県建設技術センター」

## 山梨県告示第二百二十二号

計算適合性判定を行わせることができる機関を指定したので、同法第七十七条の三十五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条の二第一項の規定により、 構造

の五第一項の規定により、次のとおり告示する。 平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正

明

指定構造計算適合性判定機関の名称

ビューロー ベリタスジャパン株式会社

住所

 $\equiv$ 

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 神奈川県横浜市中区山下町一番地

東京都千代田区神田駿河台二丁目八番

構造計算適合性判定の業務の開始の日

兀

平成二十四年六月十二日

## 山梨県告示第二百二十三号

計算適合性判定を行わせることができる機関を指定したので、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条の二第一項の規定により、 同法第七十七条の三十五 構造

平成二十四年六月十四日

の五第一項の規定により、次のとおり告示する。

山梨県知事 横 内

日本建築検査協会株式会社

指定構造計算適合性判定機関の名称

正 明

住所

東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号

Ξ 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都中央区日本橋三丁目十五番六号

兀 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成二十四年七月一日

### 公 告

• 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する第三十

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正

明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

甲斐市亀沢字枇杷坂五九〇五の二 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 船形神社 通知の相手方

= 水源の涵養保安林として指定された目的

- Ξ 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

几 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

# 》指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

岡田秋義	甲斐市下芦沢字岩下九一六の二
岡田善雄	甲斐市下芦沢字岩下九一五
岡田将明	甲斐市下芦沢字岩下九一四の二
長田米吉	甲斐市下芦沢字岩下九〇四
小林智恵子	六二、一二八七、一二九〇年斐市下芦沢字岩下九〇三、上芦沢字立岡山一二
長田積宝	甲斐市下芦沢字岩下九〇一
大澤百代	限る。)、四七九の二甲斐市打返字室窪四七九の一 (次の図に示す部分に
大沢今朝吉	。) 甲斐市打返字室窪四二六 ( 次の図に示す部分に限る
大沢嘉猷	六の四六の二、二一六の三、二二甲斐市打返字家ノ後二一六の二、二一六の三、二二
大沢孟佳	甲斐市打返字向場九七
通知の相手方	指定施業要件変更予定保安林の所在場所

田斐市上芦沢字古山一〇二六の二、一〇三五の三、滝口松治郎田斐市上芦沢字小川一〇三五の二、一〇三六の三、滝口松治郎田斐市上芦沢字立岡山一二六三 小泉俊一甲斐市亀沢字枇杷坂五九〇五の一(次の図に示す部 船形神社 内に限る。)	甲斐市安寺字外窪尻九九五の二	長田睦夫
字枇杷坂五九〇五の一(次の図に示す部   船形神社	甲斐市安寺字外窪尻一〇一〇	横森長次郎
字枇杷坂五九〇五の一(次の図に示す部 船形神社	甲斐市下芦沢字古山一〇二六の一	長田啓子
字枇杷坂五九〇五の一(次の図に示す部 船形神社 八泉俊一 八泉俊一 八泉俊一 八泉俊一 一〇三六の二、一〇三六の三、 藤波倫 一次字・		滝口松治郎
字枇杷坂五九〇五の一(次の図に示す部 船形神社沢字盆リロ一〇五六の二 久美子 小泉俊一		藤波倫
字枇杷坂五九〇五の一(次の図に示す部  船形神社   久美子	甲斐市上芦沢字釜ノロ一〇五六の二	小泉俊一
字枇杷坂五九〇五の一(次の図に示す部		光、滝口春代、
	字枇杷坂五九〇五の一(次の図に示す部	船形神社

## 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件
- ( 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 甲斐市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。
  立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
- 四の保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年五月二十一日山梨県告示第百九十一号

Щ

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を山中湖村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

## 一 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 三変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

て縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置い(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置い

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年五月十七日山梨県告示第百八十二号

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を山中湖村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
六四の一六四の一南都留郡山中湖村平野字不動坂二四六三の一、二四	羽田佳啓
六九の一、二四七〇の三 南都留郡山中湖村平野字不動坂二四六七の一、二四 寺島幸子、	寺島幸子、湯沢恵美子

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件
- ( 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。2.主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

て縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年五月十七日山梨県告示第百八十三号

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 内 正 明

これにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の控え」を加える。 第二の二の1中「審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書」 の次に「及び

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正

明

処分をした年月日 平成二十四年五月一日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社ジーエムコーポレーション

2 主たる営業所の所在地 甲府市横根町四百八十番地一

代表者の氏名 五味政重

 $\equiv$ 許可番号 山梨県知事許可(般 二一)第八〇九二号

兀 処分の内容 とび・土工工事業及び石工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 止した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十四年四月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

処分をした年月日 平成二十四年五月六日

= 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 クリエイション

2 主たる営業所の所在地 甲府市千塚一丁目七番三十号

代表者の氏名 秋山良言

 $\equiv$ 許可番号 山梨県知事許可 (般 一九)第八四七六号

兀 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成二十四年四月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止

Щ

梨

県 公 報

第二千二百三十六号

平成二十四年六月十四日

• 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

処分をした年月日 平成二十四年五月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 望月建創

主たる営業所の所在地 甲府市徳行二丁目七番二号

代表者の氏名 望月潤

3 2

許可番号 山梨県知事許可(般 二二) 第八八八一号

処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し

四

五

Ξ

処分の原因となった事実 平成二十四年四月九日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

処分をした年月日 平成二十四年五月十三日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社坂本工務所

2 主たる営業所の所在地
北杜市高根町村山北割三千百七十一番地

代表者の氏名 坂本文男

Ξ 許可番号 山梨県知事許可 (特 一九)第五四六七号

兀 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成二十四年四月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成二十四年五月十四日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 株式会社佐野工務店
- 2 主たる営業所の所在地
  甲府市青葉町八番三十八号
- 3 代表者の氏名 望月雄二
- 許可番号 山梨県知事許可(般 二一)第六二九九号
- 几 処分の内容(土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係
- る一般建設業の許可の取消し
- 五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成二十四年五月八日付けで四に掲げる建設業を廃止し
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成二十四年五月十四日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 株式会社ユウケン
- 2 主たる営業所の所在地
  中巨摩郡昭和町築地新居二千二百七十二番地
- 破産管財人の氏名 八巻佐知子
- 許可番号 山梨県知事許可 (般 二〇)第七九二八号
- 兀 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、
- び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、

内装仕上工事業、熱絶縁工事業及

- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年五月一日付けで四に掲げる建設業を廃止し た旨の届出があった。
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成二十四年五月二十日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 株式会社ソウマ工業
- 2 主たる営業所の所在地 大月市大月町花咲千二百七十一番地二十六
- 3 代表者の氏名 相馬力
- 許可番号 山梨県知事許可(特 二一)第四三二三号

兀

- 取消し 事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工
- 五 処分の原因となった事実 止した旨の届出があった。 平成二十四年四月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十四年六月十四日

山梨県知事

横

内

正

明

処分を受けた者の商号又は名称、 処分をした年月日 平成二十四年五月二十一日 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 峡東建設株式会社

- 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山熊野百四十三番地
- 3 代表者の氏名 岩波廣志
- 許可番号 山梨県知事許可 ( 特 一九) 第二八二九号
- 兀 可の取消し 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る特定建設業の許
- 五 処分の原因となった事実 した旨の届出があった。 平成二十四年五月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成二十四年五月二十一日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 細川軌道有限会社
- 2 主たる営業所の所在地
  大月市賑岡町奥山千九百四十三番地
- 代表者の氏名 細川地得
- 許可番号 山梨県知事許可 ( 般 一九)第三四三〇号
- 工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、 ほ装工事業、 しゅんせつ
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年五月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止 した旨の届出があった。
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成二十四年五月二十一日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 有限会社河西設備
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市藤田千七百十番地三
- 清算人の氏名 河西岩男
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第七九三九号
- 兀 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十四年五月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年五月二十八日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 山梨緑化工業

Щ

梨

県 公

報

第二千二百三十六号

平成二十四年六月十四日

- 2 主たる営業所の所在地 都留市十日市場四百七十一番地三
- 3 代表者の氏名 篭島誠
- 許可番号 山梨県知事許可 般 二一)第九三三七号

Ξ

兀 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ

工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 止した旨の届出があった。 平成二十四年五月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃

開発行為に関する工事の完了について

•

に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十四年六月十四日

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

山梨県知事

横

内

正

明

中巨摩郡昭和町西条新田字神ノ木一三一の一の区域

開発許可を受けた者の住所及び氏名

美・小池 中巨摩郡昭和町西条新田三百八十五番地一 プラシードハウスA棟一号 一喜

小池

久

• 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

開発区域 ( 工区 ) に含まれる地域の名称

三五の一三、六三五の一四、六三五の一五、六三五の一六、六三五の一七、六三五の 六三五の二四、六三五の二五及び六三五の二六の区域 一八、六三五の一九、六三五の二〇、六三五の二一、六三五の二二、六三五の二三、 中央市東花輪字宮本六三五の三、六三五の一〇、六三五の一一、六三五の一二、六

二 公共施設の種類、 位置及び区域

公共施設の種類 位 置 及 び X 域

Щ

道路 公園 次の図のとおり

に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、 省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸 田 克己

## 公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十八号

員会告示第十六号) の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。 日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安 信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

平成二十四年六月十四日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利

男

別表第三中

ヮを 兀  $\overline{\circ}$ その他 の道路 甲府市北新二丁目三 番一号先 ( 小松方前 側交差点) まで 新小学校グランド西 (一四〇メートル) 丁目五番一号先 (北 から甲府市北新一 <u>\</u> ن 両を除 車 ( 軽 車 両 九時 い い ら し ら四時か 休日を 曜、 時まで で、 甲府 第一三号 告示 平一〇・三・五

ヮを

			アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア		時の一時で一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一		
っ に	「別表第四中に改める。	中					
	五八五	市道	中央市臼井阿原一、七	車両	車両進行	南甲	平成二四年二
			七七番地一一四先(十中央市臼井阿原一、五計丁字路交差点)から話丁字路交差点)から		へ終日 北	府	告示第一六号
			六○メートル) 字路交差点)まで(三				

五八六	五 八 五
市道	市道
で(一一〇メートル)で(一一〇メートル)から大月駅前広場出口)ま、一丁目九番一五号先(入口)から大月市大月一号先(大月駅前広場	六〇メートル) 一央市臼井阿原一、五中央市臼井阿原一、五中央市臼井阿原一、五中央市臼井阿原一、五中央市臼井阿原一、五中央市臼井阿原一、五田の番地先(葭原橋西田の番地先(葭原橋西田の番地先(前の東一、七
車両	車両
終 時 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 り 日 り り り り り り り	へ 南 車 終 日 ・ 北 行
大月	府 南甲
告示第五八号	府月一六日告示第一六号

に改める。 別表第五中

几

0

市道

甲府市北新一丁目五

車両(

日曜、

甲府

平成二四年六月一

校北西角丁字路交差 番一号先 (北新小学

を 軽 体 両

時 休 から七

告示第五八号

点) から甲府市北新

四四四

(市立北新保育所北一丁目一番二三号先

で、けま

梨 県 公 報 第二千二百三十六

Щ

<i>/</i> \
号
ᆮ
$\neg$
777
44
平成
<del>-1:</del>
ПV.
1-2
_
_
_
- 1
<u> </u>
т
νч
四年
Æ
-
<del></del>
六
_
月
$\overline{}$
-
- 1
_
兀
ĽÏ.
н
$\mathbf{H}$

	市 三府県 道 郷市道 線川甲 線川甲	中央市布施二、五九 中央市布施二、五九 中央市布施二、五九 中央市布施二、五九 中央市布施二、五九 中央市布施二、五九 中央市布施二、五九 中央市布施二、五九 中央市布施二、五九 中央市布施二、五九	る 西 車 進 車 進 両 す 両 す 両 す	四で九時除休日       まら七         時かく日曜       で九時         市か一まら七を       時か	甲     南       府     甲       府     府	
四四四	市 道	差点) 番一号先(市営むつ 番一号先(市営むつ を変変を を変変を を変変を を変変を を変変を を変変を を変変を を変	る 西 車 進 両 す	時 ら 四 で 九 時 除 休 日 ま 一 時 、 時 か く 日 曜 で 六 か 一 ま ら 七 を	甲 府	告示第五八号
四五	市道	部)と西進車両との合流 広場中央・北進車両 番一号先 (大月駅前 番ー号 (大月駅前	る 西 車 進 両 す	終日	大 月	告示第五八号 一四日 平成二四年六月

別表第六中に改める。

_							
	っを		[c			っを	
	<u>九</u> 二	<u>九</u>	¬ 別表第七中に改める。	五八	五七		五七
	市道	市道	中	市道	三府県 市道線川甲		三府県 郷市道線川甲
	北側) 高等学校入口交差点 五九八番地先(明誠 上野原市上野原一、	北側) おり ( 明誠 上野原市上野原一、		市道との合流部分) 広場と駅前広場西側 番一号先 (大月駅前 大月市大月一丁目一	学校南東角交差点)中央市布施二、五二		学校南東角交差点) 五番地一先 ( 田富中中央市布施二、五二
	動特、自る南 車殊大動大進 自型車型す	動特、自る南 車殊大動大進 自型車型す		る東車進両す	る車両		る車両
	終日	終日		終日	またで時か		まで時か
	上 野 原	上 野 原		大月	南甲府		南 甲 府
	告示第七〇号工四日	告示第七〇号		告示第五八号平成二四年六月	告示第三二号 二九日 平成二四年三月		告示第三二号工九日

-	· を		· ić			っを		- に				
=	_		Ę					¬ 別表第十中に改める。				九 三
<u></u> 四 五			_ _ _ _ _		五五五		三五	が、中中				
 市 道			- 	道線小道流屋万市敷力!			  - 国             					市道
		_		市敷力!							差点)	サ番甲
山梨市上石森一、		(市民体育館西交差点)	山梨市上口茶一、		(菅田神社前)な塩山市上於曽一、		(菅田神社前)交差点塩山市上於曽一、○四					が主有西角丁字各交番一号先 ( 市営むつ 甲府市北新一丁目六
上石森		体 _ 育 宿 館 希	上 コ **		神 上 社 於 前 曽		押上 社於 前曽				1 1 1	」市一 字営丁 路む目
					X		× I					
二八番地先		[ ]	一二八番也も		_		差点 番地先					る 車 進 両す
地先		5	也 七		番 地 先		地先		E	時 ら 四 で 九 ま 一 時 、 時 で 六 か 一 ま	時から	余休日曜、
四					五		四			<u> </u>	5 1	こを  甲 府
早			<u>F</u>		部日		塩 山 — 四					
成		告示第一	平 成 一 八 丰		告示第五八号 一四日		一四六九号・					告示第五八号 一四日 平成二四年六
平成二四年六月			\    -   O		告示第五八号 一四日 平成二四年六月		」 二 一				] / 5	告示第五八号 一四日 平成二四年六月
月	L	- 号(	) [		月_							月
						I			を		از	
	三〇七	「別表第十に改める。	五 页		五 四	五 四		五 四		五 四		
線斐中央		一四中	匹 C 七	四〇六	四〇五	四〇四		四〇三		四〇三		
			市道	市道道道	市道	市道		市道		市道		
ら喰りの	中巨		先 上	道大大	字地甲	シ 梨 山	差番	香韮		差番菲		
ら甲斐市名取一四 喰八五三番地先か	中巨摩郡昭和町飯		先(上野原市立病院出入口前)上野原市上野原三、五三〇番地	道との合流部) では、1000年代 大月市大月一丁目一番一号先(	字路交差点) 地一先(下於曽西交差点北側十甲州市塩山下於曽一、五五九番	)	差点)	香也は、崔奇コモス副98角を韮崎市藤井町北下條二、 五三一		差点) 番地先(韮崎中央公園南東角交韮崎市藤井町北下條二、五三一		(市民体育館西交差点)
先のか	前		原市市	流場 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	(下於)	校北新	直	· 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		並 井 崎 町		育館
	五 五		病院院	駅目 前一	置 西 ອ 交	側出	4   夕   2	北下		中央 北 央 下 公 條		交差
			出五	[ 広番 場一 所号	差、点五北五	字番路地交先	1			園二   南 、   東 五		点 
け原			前番	側 先 市 へ	側 五十番	差点山	有 3	音		角三		
け 原 ん 付 引・			_		_	_		_		_		
	四〇		原上野		部日	部日	4-	- 蓝				部
韮 府 崎	甲		告一平   示四成   第日二	告 一 平 記 一 示 四 成 第 日 二	告 一 平 示 四 成 第 日 二	告一平 示四成 第日二	告示第日	_ 平   l 成   l 二		告二平 示力成 第日二		告一 一 一 第 日
一五日 月			告示第五八号 一四日	告示第五八号 一四日	告示第五八号 不成二四年六月	告示第五八号 平成二四年六月	告示第三二号	平成二四年三月		告示第三二号 工九日 平成二四年三月		告示第五八号
	ıΞ		写 万		万 万	写   八	5	듬ㅣ		写		5

山 梨 県 公 報 第二千二百三十六号 平成二十四年六月十四日

									を											_	ΙĆ										 E		
山 梨 県							 = - 1											=	一、七		`								三〇七				
梨果公锅				i	線	上野原	日市場	直								線	上野原	日市場	県道四							線	斐中央	方道甲	主要				
第二千二百三十六号	まて の 可 傾	側丁字路交差点)	新天神トンネル南、五一五番地先(	ら上野原市鶴島四	丁字路交差点) か	天神トンネル北側	四二五番地先 (新	上矛泵方编号三、		7 1	までの両則	則丁字洛交差点ン	新天神トンネル南	、五一五番地先 (	ら上野原市鶴島四	丁字路交差点) か	天神トンネル北側	四二五番地先(新	上野原市鶴島三、				)までの両側	先 (飯喰東交差点	飯喰一八九番地一	ら中巨摩郡昭和町	ード南交差点)か	番地先(竜王駅ガ	甲斐市名取一四九			までの両側	ガード南交差点) 九番地先 (竜王駅
							1												七五〇										五				
平成二十四年六月十四日			J	除く。	② ③ を	け ん 引	原すた	<b>車</b>					,	<u> </u>	除く。	② ③ を	け ん 引	原付・	車両(					J	除く。	② ③ を	け ん 引	原付・	車 (			V	除② く③ を
月							(												四〇										四〇				
╛┃	_				<b>#</b>		原」								_	#	_	原	上野							#			南甲				
				는 号	告示第三	九 日 —	年三月二	龙二							号	告示第三	九日	年三月二	平成二四			Ĺ			八号	告示第五	四日	年六月一	平成二四				一 告 示 第 一
	1.							 っを								_		1-															
	19	Ź, [					七四	]							一七四		別表第十五中	に改める。									一、七						 三
				線	斐中央	方道甲	主要地						線	斐中央	県道甲		五中							線	斐中央	方道甲	主要地	,					市道
			交差点) までの両側九番地一先 (飯喰東	摩郡昭和町飯喰一八	南交差点) から中巨	地先 (竜王駅ガード	甲斐市名取一四九番			交差点)までの両側	先(竜王駅ガード南	斐市名取一四九番池	飯喰交差点) から甲	一、三四五番地先(	中巨摩郡昭和町飯喰					差点) までの両側	差点南側十字路交	三番地先 (飯喰交	郡昭和町飯喰八五	差点) から中巨摩	番地先 (丁字路交	地新居二、二七七			)までの両側	民体育館西交差点一二人番地労(市	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		九番地二先 ( 重川山梨市下石森五九
							五、三〇			ו ניאו	73 -		-T-		四、七二〇												三九五	· •					九四〇
								_														$\overline{}$	除く。	② ③ を	けん	原付・	車両			。 。 だ く	E (1)	けんん	原 車 付 ・ (
		-					車両	_							車両								>	き	引			-		\ \	( )	<b></b> 引	
<u> </u>					菲		終 日 南	_					菲	府	終日南											府	四〇南	_					部 日
四七		-	八 号			府 年 年		_					韮崎			-							八号	告	四日		南甲平均			ノ モ	\	5 四	下
			号 	告示第五	<u>Н</u>	年六月一	平成二四				六号	告示第一	五日	年 — 月	平成二								号	告示第五	日	年六月一	平成二四	,   		- E	人 子 第 王	· ·	年六月一

山 梨 県 公 報 第二千二百三十六号 平成二十四年六月十四日

	Ī												
田田 一四日 告示第五八号	日下部	点·北進車両) 山梨南中学校北西側十字路交差 山梨市下石森五五七番地七先(	市道	一、六三〇		第告月四二号	第 生 /	進度	京南 厚地 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	方十字路交差点南側・北進車両方十字路交差点南側・北進車両			
告示第五八号		点・南進車両)			•	· - - -	沢		可長沢二、	香也是、金元令或重型手斤比互南巨摩郡増穂町長沢二、〇〇九	町道	七八九	九七
	日下部	山梨市下石森五五七番地三先(	市道	一、六二九								十六中	「別表第十六中に改める。
一四日 一四日 一四日 一四日	韮 崎	・北進車両) ・北進車両) ・北進車両) ・北進車両) ・北道との十字路交差点番地二九先 (主要地方道韮崎昇韮崎市穂坂町宮久保一、二一六	市 道	二 六 八		八号				での両側 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			
告示第五八号	韮崎	進車両)に事でである。とは、一三先(主要地方道韮崎昇仙峡に三年(主要地方道韮崎昇仙峡韮崎市穂坂町宮久保七八三番地	市道	— 一、 六 七	第一月二十五日四十二日	新田 平成二四 一年六月一 一年六月一	終日	車両	= 0	から中三摩郭沼和汀先(丁字路交差点) 新居二、二七七番地中巨摩郡昭和町築地		線 斐 方 主 中 道 要 央 甲 地	四八
	上 野 原	差点・東進車両)	線 上日 県野市道原場四	_	第 三 三	二号第三				) までの両側 ル南側丁字路交差点 地先 (新天神トンネ 市鶴島四、五一五番 京鶴島四、五一五番		線!	
				ァを		原 上野 年 月 二 月 二 月 二 四 日 二 日 二 日 二 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 二 四 日 三 四 日 三 四 日 三 四 日 三 回 三 日 三 回 三 日 三 回 三 回 三 回 三 回 三 回 三	終 E	·····································	t E	トンネル北側丁字路二五番地先(新天神上野原市観島三		上野原場四	<u></u> ガ
告示第三二号		差点・東進車両)	線上日野市原場										_ ¬ を [] []
	上野原		景四		-					)までの両側 ル南側丁字路交差点 地先 (新天神トンネ	 )ル地 ま 南 先		
告示第五八号 一四日 年示第五八号	鰍沢	差点・北進車両) 南巨摩郡富士川町長沢二、〇〇	町道	九 七 八 九	第一月三三二四	二号 第二月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7	£ E	<b>耳</b>	t 7	市鶴島四、五一五番交差点)から上野原トンネル北側丁字路に、新天神二五番地先(新天神二五番地の		線上日頃野市道原場四	<u> </u>
				「を				巨	OFFICE				
三四ノ							F 十四	平成二十四年之月十四日		第二千二百三十六号		男 と 幹	山秀

山 梨 県 公 報 第二千二百三十六号 平成二十四年六月十四日

三四九

Γ		 っを					¬ l:	-								
į   -	— 八 七					_ 一 八 七	「別表第十七中	文 5 5							_	
	Т					Т	十七中	•		六三四		六三三		:	六三	六三
	線 斐 方 主 中 道 要 央 甲 地			線	斐 中 央	県 道 甲				市道		市道			市道	 市 道
	八九番地一先( 郡昭和町飯喰一 点)から中巨摩 駅ガード南交差 駅ガード南交差		の両側の両側	取一四九番地先		中巨摩郡昭和町			烙交差点・比東進車両ン   先 ( 上野原市立病院南西側丁字	上野原市上野原	進車両)	先(主要地方道上野原あきる野上野原市上野原三、六三七番地	同	大月駅前広場中	─大月市大月一丁目八番一号先——	·北進車両) 山梨南中学校西側丁字路交差点 山梨市下石森五五七番地六先(
<u>.</u>	五、三三〇					五、一四〇一車		Ì	化東進車両)(市立病院南西側丁字)	上野原市上野原三、五三八番地	字路交差点・两	上野原あきる野三、六三七番地		両/ 西進車両との合流部分・西進車 大月駅前広場中央・北進車両と	自八番一号先(	.側丁字路交差点.
-  -  -  -	車 両  終 日					車両 終日				上野原		7 上 野 原			大月	田上部
]   -				 韮 峙		口 南 甲		4			告示			告四第日	平成	告示明 一 平 成 第 日
-	八 告 四 日 元 日 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月		一 六 号	告五第一		· 平 成 二		5	吉示第五八号	平成二四年六月	告示第五八号	一四日 平成二四年六月		告示第五八号	平成二四年六月	告示第五八号 一四日 六月
-																
								っを							_ اِدِ	
	三七〇						三六九							三 六 九		
	線 斐 方 主 中 道 要 央 甲 地						市道							市道		
	町河西七四一番 でいた (丁字路交差点)から中巨摩郡昭和 にて (丁年)の かり 中巨摩郡昭和町中巨摩郡昭和町	での両側	字格できないま 尾公民館南側十 番地一先(上笹町上笹尾九〇〇	ら北杜市小淵沢所前交差点)か	A梨北小淵沢支	六番地一先( ]	上在1、1919		での両側	字路交差点)ま	番地一先 (上笹町上笹尾九〇〇	ら北杜市小淵沢 所前交差点) か	A梨北小淵沢支	上笹尾二、五五 上七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		までの両側
	一、五〇						一、二五〇							一、 三 五 〇		
	車両						車両							車両		
	終 日 						終日							終日		
j ,	府南甲				· 生	<b>.</b>	北杜						<b>生</b> +	北 杜 1 年 亚		
	八 告 四 年 平 号 示日 六 成 第 月 四 五 一 四			 号	告示第三	九日三月二	平成二四	L				二 号	告示第三	1年平 日三成 月二四		

Щ 梨 県 公 報 第二千二百三十六号 平成二十四年六月十四日

○ 車両 終日 大月 平成二四 ○ 再両 終日 大月 平成二四 
終日大月
八 告 四 年 平   号 示 日 六 成   第 月 二   五 一 四

に改める。

別表第十九中

				_ 
		場線	船停車	県道内
側歩道 (六四〇メートル)	地先 (南部橋東交差点) までの北	南巨摩郡南部町内船四、八一二番	地四六先 (南部橋西交差点)から	南巨摩郡南部町南部九、一七二番
				南部
		告示第九一号	日	平成二三年九月一五

を

<u>\_</u> <u>O</u> <u>=</u>

船停車内

場線

交差点)までの北側歩道(一一〇二丁目一〇番二号先(甲府駅北口化会館前交差点)から甲府市北口甲府市北口二丁目八番先(山梨文甲府市北口二丁目八番先(山梨文	側歩道(六四〇メートル)地先(南部橋東交差点)までの北地先(南部橋東交差点)までの北南巨摩郡南部町内船四、八一二番地四六先(南部橋西交差点)から南巨摩郡南部町南部九、一七二番南巨摩郡南部町南部九、一七二番
甲 府	南部
告示第五八号日、四年六月一四	告示第九一号平成二三年九月一五

別表第二十四中

Ξ

朝市日西道 青沼線

差点)

( 読売新聞社甲府支局前交 甲府市宝一丁目九番一号先

た標路当 位示上該 置しに道

甲府 五二・八・五 二七号

ーケ所

\_\_\_

主要地 方道甲

線府山梨

メートル)

に改める。

トル)

交差点)までの両側(九四〇メー 一、一二八番地先 ( 市民体育館西

別表第十九の二 歩道の自転車通行部分の指定 別表第十九の次に次の一表を加える。

	間	察轄警	番号
一方道甲一化会館前交差点)から甲府市北口	26甲府市北、番先(山梨	甲府	
	(ートル)の北側歩道図書館南西	の 角	
方道甲   甲府駅北口ペディストリアンデッニ   主要地   甲府市北口二丁目一〇番二号先 (	(トリアンデ) 〇番二号先	甲府	
線	() () () () () () () () () () () () () (	部 交 丁	

				っを
			Ξ	
			削除	
			捓	
				-
			_	
			甲 府	
	告示	日	平 成	
	告示第五八			
	八号		四年六月	
	5		月	
			四	
L	-			

<u>\_</u> 〇 五

市道

川橋北交差点)から山梨市上石森山梨市下石森五九九番地二先(重

日下部

日

平成二四年六月一四

五〇

告示第五八号

山 梨 県 公 報 第二千二百三十六号 平成二十四年六月十四日

一四   市道   中斐市竜王新町四六四番地	「別表第三十の二中に改める。	干の二曲	1				へ た部分ン 内の道路標示によっ て区画さー 乗降場二〇メートル区間の
<ul> <li>市道</li> <li>市道</li> <li>市道</li> <li>市道</li> <li>大月市大月一丁目二番二○号</li> <li>た(大月駅前広場西側・路線</li> <li>大月市大月一丁目三番二○号</li> <li>た(大月駅前広場西側・路線バス乗降場ニエメートル区間の内の道路標示によって区画された部分)</li> <li>市道</li> <li>大月市大月一丁目二番三号先</li> <li>(大月下大月一丁目二番三号先</li> <li>(大月駅前広場南東側・路線バス乗降場ニニメートル区間の内の道路標示によって区画された部分)</li> <li>大月市大月一丁目一番一号先</li> <li>終日</li> <li>ス、送迎用バス乗降場ニニメートル区間の内の道路標示によって区画された部分)</li> <li>大月市大月一丁目一番一号先</li> <li>長日</li> <li>ス、送売第二二メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)</li> <li>大月中成二大月平成二大月平成二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十</li></ul>	_ 四		された部分) でれた部分) でれた部分) でれた部分) でいる (竜王駅南口広場・路線 によって区画 でれた部分) でいる (電工駅南口広場・路線 できれた部分) でいる (できる) できない (できない) できない (できない	終日	ス 路 線 バ	号 告示第四六 平成二二年	
<ul> <li>市道</li> <li>市道</li> <li>市道</li> <li>大月市大月一丁目三番二○号</li> <li>大月市大月一丁目三番二○号</li> <li>大月市大月一丁目三番二○号</li> <li>大月市大月一丁目三番三号先</li> <li>大月市大月一丁目二番三号先</li> <li>大月市大月一丁目二番三号先</li> <li>大月市大月一丁目二番三号先</li> <li>大月市大月一丁目二番三号先</li> <li>大月市大月一丁目二番三号先</li> <li>大月市大月一丁目二番三号先</li> <li>株(大月駅前広場東側・路線バス乗降場ニニメートル区間の内の道路標示によって区画でれた部分)</li> <li>大月市大月一丁目一番一号先</li> <li>株(大月駅前広場市東側・路線バス乗降場ニニメートル区間の内の道路標示によって区画でれた部分)</li> <li>大月市大月一丁目一番一号先</li> <li>株(大月駅前広場本側・路線バス乗降場ニニメートル区間の内の道路標示によって区画でれた部分)</li> <li>大月市大月一丁目一番一号先</li> <li>株日</li> <li>大月平成二六月一日</li> <li>大月平成二六月一日</li> <li>大月平成二六月一日</li> <li>大月平成二六月一日</li> <li>六月一日</li> <li>大月平成二六月一日</li> <li>大月平成二六月一日</li> <li>六月一日</li> <li>大月平成二六月一日</li> <li>大月平成二六月一日</li> <li>六月一日</li> <li>大月平成二六月一日</li> <li>大月平成二六月一日</li> <li>六月一日</li> <li>大月平成二六月一日</li> <li>六月一日</li> <li>六月一日</li> <li>大月平成二六月一日</li> <li>六月一日</li> <li>六月</li> <li>六月</li></ul>		-					
市道 大月市大月一丁目三番二〇号 終日 路線パ 大月 平成一	四		された部分) された部分) された部分) での内の道路標示によって区画の内の道路標示によって区間によりによりによりによりによりによりによりによりによって区画の内の道路標示によって区域というによって、	終 日	ス 路 線 バ	号 告示第四六 平成二二年	
市道 大月市大月一丁目二番三号先 終日 タクシ 大月 平成一 市道 大月市大月一丁目二番三号先 終日 タクシ 大月 平成一 大月市大月一丁目二番三号先 終日 路線バ 大月 平成一 た (大月駅前広場東側・路線バ 大月 平成一 先 (大月駅前広場南東側・路 線バス乗降場一二メートル区 間の内の道路標示によって区 画された部分)	<u>二</u> 五		された部分) 大月市大月一丁目三番二〇号 大月市大月一丁目三番二〇号	終日	ス 路 線 バ	号 告示第二四日 平成二四日 年	
市道       大月市大月一丁目一番一号先       終日       タクシ       大月 平成一号/         市道       大月市大月一丁目一番一号先       終日       タクシ       大月 平成一号/         市道       大月市大月一丁目九番一五号       終日       路線バ       大月 平成一号/	二 六	市道	よって区画された部分) 人別市大月一丁目二番三号先大月市大月一丁目二番三号先		ス 迎 ス 路 用 、線 バ 送 バ	号 告示第二四日 平成二四日 年	
市道 大月市大月一丁目一番一号先 終日 タクシ 大月 平成二	_ 七		画された部分) 関って、日本のの道路標示によって区線バス乗降場一二メートル区先(大月駅前広場南東側・路大月市大月一丁目九番一五号	終日	ス 路 線 バ	号 告示第二四日 平成二四日 年	
	六	市道	(大月駅前広場北側・タクシ大月市大月一丁目一番一号先		l タ ク シ	六月一四日	

発行者	山梨県
山梨	公報
県甲府市丸の内一丁目六番一号	第二千二百三十六号
	平成二十四年六月十四日
印刷所(株サンニチ印刷	日
甲府市北口二丁目六番	
	三五二